

国道295号景観保全型広告整備地区の指定

沿道の広告に新たな基準

多くの空港利用者が往来する国道295号沿いの地域は、日本の表玄関であると同時に国際都市・成田の顔ともいえるところです。今回はこの地域にふさわしい景観づくり推進のために指定された「景観保全型広告整備地区」についてお知らせします。



集合案内板

7月1日より施行

市では、国道295号沿道地区を、国際都市にふさわしい景観とするため、県より「景観保全型広告整備地区」の指定（3月30日付け）を受け、7月1日から、広告物などの表示や設置を規制していくことになりました。

色や形などを制限

今回指定された地区では、「整備地区基本方針」の中で、次の二つの方針が定められました。

- 1、自然景観及び道路景観との調和を意識した広告物等の誘導
- 2、国際空港の利用者に配慮した広告物等の誘導

また、基本方針では、次の三つの共通基準も定められました。

- 1、派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る

- 2、広告物等の見やすさを損わないものとする

- 3、広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、照明を用いる場合は、道路照明の光源色との調和に努める

個別基準で規制を強化

個別の基準では、自己の住居、事業所などに設置する広告物について、名称などの簡潔な表示、デザインの統一、数の制限、集合化などが定められました。

また、民間の広告物だけでなく公共の道標・案内図板などに対しても、デザイン化や集合化、多言語表記などの基準が設けられるとともに、民間の広告物などの模範となることが求められています。

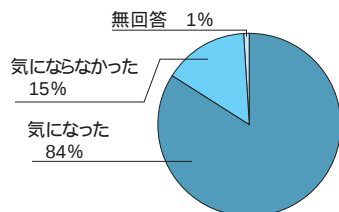
くわしくは公園緑地課 ☎ 201562へ。

● 国道295号利用者アンケート

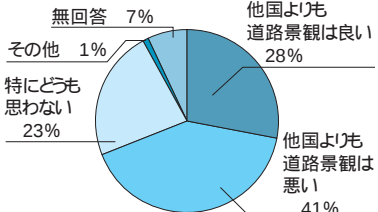
「看板気になった」が84% （回答者152人）

今回の地区指定にあたり、道路利用者にアンケートを実施したところ、多くの方が無秩序な看板が「気になる」と答える一方、53%の人が看板自体の必要性を認めています。（主な項目を抜粋）

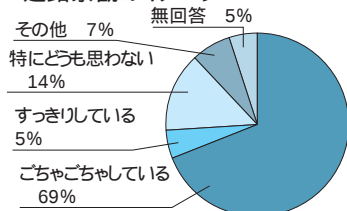
看板等への意識



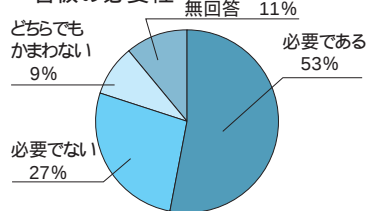
他国との比較



道路景観のイメージ



看板の必要性



指定区域



景観保全型広告整備地区とは

良好な景観を保全するため、広告物の整備が特に必要と認められる区域を、市町村長の申請により知事が指定するもので、その際には、広告物の設置などについての基本方針（地区の範囲や広告物の位置、形状、色彩など）が定められます。